

# 令和2年第8回教育委員会定例会 会議録

## ■ 開催年月日

令和2年8月25日（火） 13時32分開会  
14時27分閉会

## ■ 開催の場所

指宿市役所 大会議室A

## ■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代  
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

## ■ 欠席委員

なし

## ■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	鶴窪 誠作
教育総務課長	鮎川 富男
学校整備室長	中島 裕一
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	内村 喜代志
歴史文化課長	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	紺屋 聖一
学校給食センター所長	有馬 芳文
指宿商業高校事務長	湯ノ口 繁生

## ■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事

- ・ 日程第1 報告第15号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第6号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について
- ・ 日程第2 議案第36号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第9号）に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出について

- ・ 日程第3 議案第37号 指宿市体育施設条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について
- ・ 日程第4 議案第38号 市営野球場本部棟等改修工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出について
- ・ 日程第5 議案第39号 指宿市学校給食センター調理配送等事業者選定委員会設置要綱の一部改正について

(7) その他

(8) 閉会の宣告

## ■ 会議要旨

### 1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただ今から、令和2年第8回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

### 3 前回の会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和2年第7回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

### 4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、七夕委員にお願いいたします。

### 5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

1 項目目でございます。

7月30日に、県の教育長会がございました。この中でも、新型コロナウイルスの対策について、意見や対応策が出されたところでございます。

2 項目目でございます。

8月4日に、令和2年第2回指宿市議会臨時会が行われました。

3 項目目でございます。

8月21日に、南薩教育事務所の所長が訪問されて、指宿市管理職の状況報告をしたところでございます。

4 項目目でございます。

8月15日に第25回、16日に第26回の指宿市新型コロナウイルス対策本部会議がございました。対応策について、話し合いをしたところでございます。

以上、教育長報告を終わります。

## 6 議事

### (吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、報告第15号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第6号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

### (鶴窪部長)

日程第1、報告第15号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第6号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について、ご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第6号）に係る議案（教育委員会所管分）を別冊のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

別冊資料でご説明しますので、別冊1の2ページをご覧ください。

令和2年度指宿市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,846万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ326億7,580万2千円としたものであります。

本補正予算は、令和2年7月15日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により、去る8月4日に開催されました第2回指宿市議会臨時会に報告し、承認されたところであります。

4ページをご覧ください。

教育委員会所管分について、ご説明いたします。今回の補正は、去る7月3日から7月11日にかけて発生した大雨により、被災した教育施設に係る災害復旧費1,192万4千円を増額したものであります。

予算に関する説明書に基づき、歳出を説明いたしますので、11ページをご覧ください。

款10災害復旧費，項3教育施設災害復旧費，目1現年単独災害復旧費，節10需用費992万6千円は，今和泉小学校，池田小学校，魚見小学校及び山川中学校の雨漏りと，指宿商業高等学校第2グラウンドの野球防球ネットのワイヤー断裂に伴う修繕に要する費用であります。

節14工事請負費199万8千円は，指宿商業高等学校第2グラウンドのテニスコートの法面崩壊及び側溝の擁壁損壊に伴う復旧工事に要する費用であります。

なお，施設毎の罹災状況等詳細につきましては，12ページに教育委員会所管分をお示ししてございますので，ご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上で，説明を終わります。

**(吉元教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

**(七夕職務代理者)**

資料12ページの指宿商業高校に，第2グラウンドの野球用バックネット破損とありますが，これは大雨によって破損したということでしょうか。

**(湯ノ口事務長)**

大雨と強風が吹いたものによるものです。ネットを上げたままの状態だったものですから，強風によって揺さぶれた状態になり，ワイヤーが切れて，ネットが弛んだという状況でございます。

**(別府委員)**

全体的な修繕については，大体もう終わっているのでしょうか。

**(中島室長)**

4つの小中学校の修繕であります，見積合せが終わった段階ですので，これから修繕に入っていく状況でございます。

**(吉元教育長)**

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

他に質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

以上で，日程第1，報告第15号は終了いたします。

**(吉元教育長)**

次に、日程第2、議案第36号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第9号）に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

#### （鶴窪部長）

日程第2、議案第36号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第9号）に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出について、提案のご説明を申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

日程第2、議案第36号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第9号）に係る議案（教育委員会所管分）に関して、市長に意見を申し出ることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊資料でご説明いたしますので、別冊2の2ページをご覧ください。

令和2年度指宿市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億6,419万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ334億8,706万5千円とするものであります。

5ページをご覧ください。

款9教育費は、4億1,725万9千円を追加し、歳出の総額を47億7,148万1千円とするものであります。

次に、11ページをご覧ください。

教育委員会所管分の歳入からご説明いたします。2番目の表をご覧ください。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目8教育費国庫補助金、節1小学校費補助金6,786万3千円の補正は、理科・算数の教材備品購入に係る理科教育設備整備費等補助金22万8千円、G I G Aスクール構想に基づく、小学校に係る公立学校情報機器整備費補助金6,088万5千円及び新型コロナウイルス感染症対策関連の学校保健特別対策事業費補助金675万円を増額するものであります。

節2中学校費補助金3,301万円の補正は、理科・数学の教材備品購入に係る理科教育設備整備費等補助金114万5千円、G I G Aスクール構想に基づく中学校に係る公立学校情報機器整備費補助金2,911万5千円及び新型コロナウイルス感染症対策関連の学校保健特別対策事業費補助金275万円を増額するものであります。

節3社会教育費補助金29万2千円の補正は、時遊館COCCOはしむれの新型コロナウイルス感染症対策関連の文化芸術振興費補助金を増額するものであります。

節6高等学校費補助金471万9千円の補正は、G I G Aスクール構想に基づく、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金347万円及び新型コロナウイルス感染症対策関連の学校保健特別対策事業費補助金124万9千円を増額するものであります。

次に、歳出を説明いたしますので、14ページの下の表をご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節11役務費25万8千円の補正は、指宿市サッカー・多目的グラウンドの天然芝の管理において、職員が芝刈り機を運転する際に、公道を走行することから大型特殊免許が必要となったもので、その取得費用2名分を増額するものであります。

節12委託料1,361万円の補正のうち、所管分は1,238万円で、指宿市サッカー・多目的グラウンドオープニングイベントに係る費用を増額するものであります。オープニングイベントにつきましては、令和3年1月29日金曜日と30日土曜日に開催する予定であります。29日は施設の内覧とレセプション、30日はオープニングセレモニーと、指宿の子どもたちと、夢先生としてやってくる元サッカー選手などで作るチームとのサッカーの試合を考えております。また、サッカースクール、ドリブルイベント、トークショーなども予定しており、あわせてJFA夢の教室特別篇を全ての市民を対象に、なのはな館で開催したいと考えております。事業費の内訳は、夢の教室特別篇が288万1千円、オープニングイベントが949万9千円で、合計1,238万円であります。

16ページをご覧ください。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節2給料から節4共済費までの教育委員会事務局職員の人件費の補正につきましては、人事異動等に伴うものであります。また、他の費目における人件費の補正につきましても同様の内容でありますので、以後の説明は割愛させていただきます。

項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費130万円の補正は、施設の老朽化等に伴う修繕が増加していることから、修繕料を増額するものであります。

節12委託料319万円の補正の主なものは、新生山川小学校体育館舞台幕等更新業務委託料の300万円であります。これは、7月29日に山川成川地区の三光機械株式会社から、新生「山川小学校」の教育環境の充実を図るためにということで300万円の寄附があり、使途について三光機械の担当者と協議を進めた結果、体育館舞台幕等の更新に充てることとなったことから、今回予算化するものであります。

目2教育振興費、節12委託料147万2千円の補正は、既存の教育用サーバーのGIGAスクール仕様への設定費用や、新たに購入するiPad端末の活用及び管理研修会に要する費用等を増額するものであります。

節13使用料及び賃借料76万5千円の補正は、来年4月1日の新生「山川小学校」開校に向け、整備予定であったパソコン等のリース料1ヶ月分について、GIGAスクール構想に基づき、タブレット端末を購入することとなったことから減額するものであります。

節17備品購入費1億4,582万6千円の補正は、GIGAスクール構想に基づく全ての児童と指導者用のタブレット端末、ソフトウェア及びタブレット端末を、適正かつ安全に管理するための充電機能付き保管庫の購入等に要する費用1億4,559万8千円、並びに理科・算数教材備品購入費22万8千円を増額するものであります。

目3学校教育振興費、節10需用費585万円の補正は、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品費を増額するものであります。

節17備品購入費585万円の補正は、新型コロナウイルス感染症対策のための備品購入費を増額するものであります。

節18負担金補助及び交付金530万円の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、修学旅行で使用するバスの台数の増に係る補助金180万円及び新型コロナウイルス感染症に起因する修学旅行キャンセル料に係る補助金350万円を増額するものであります。

次は、17ページをご覧ください。

項3 中学校費，目1 学校管理費，節10需用費80万円の補正は，施設の老朽化等に伴う修繕が増加していることから，修繕料を増額するものであります。

節12委託料310万円の補正は，山川中学校と開聞中学校の分電盤等漏電保護対策業務委託料及び開聞中学校体育館鳥獣対策業務委託料等を増額するものであります。分電盤等漏電保護対策業務委託につきましても，現在設置されている機器が老朽化し，また，型が古く，ブレーカーには漏電保護機能が付いていないため取り替えるものであります。

開聞中学校体育館鳥獣対策業務委託につきましても，体育館の屋根裏の隙間から雀が侵入し，巣を作っており，フンや死骸が落ちている状態であることから，板状の鋼材を貼り付け，侵入しないようにするものであります。

目2 教育振興費，節12委託料427万4千円の補正は，既存の教育用サーバーとタブレット端末のG I G Aスクール仕様への設定費用や，ウィンドウズ端末の更新作業及びアプリダウンロードの研修会に要する費用等を増額するものであります。

節13使用料及び賃借料304万9千円の補正は，本年9月に更新予定であった北指宿中学校のパソコン等のリース料7か月分について，G I G Aスクール構想に基づき，タブレット端末を購入することとなったことから減額するものであります。

節17備品購入費6,254万7千円の補正は，G I G Aスクール構想に基づき，全ての生徒と指導者がタブレット端末を使用できるよう，新規購入分のタブレット端末，ソフトウェアの購入及びタブレット端末を適正かつ安全に管理するための充電機能付き保管庫の購入等に要する費用6,140万2千円，並びに理科・数学教材備品購入費114万5千円を増額するものであります。

目3 学校教育振興費，節10需用費200万円の補正は，新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品費を増額するものであります。

節17備品購入費200万円の補正は，新型コロナウイルス感染症対策のための備品購入費を増額するものであります。

節18負担金補助及び交付金990万円の補正は，新型コロナウイルス感染症対策として，修学旅行で使用するバスの台数の増に係る補助金150万円及び新型コロナウイルス感染症に起因する修学旅行キャンセル料に係る補助金840万円を増額するものであります。

項4 高等学校費，目1 学校管理費，節10需用費176万1千円の補正は，新型コロナウイルス感染症予防対策として，非接触型体温計，サーキュレーターなど消耗品費80万3千円とグラウンド整地などの修繕料95万8千円を増額するものであります。

18ページをご覧ください。

節17備品購入費169万6千円の補正は，新型コロナウイルス感染症予防対策として，赤外線サーモグラフィカメラ，ビックファン等の購入費を増額するものであります。

目2 教育振興費，節7 報償費4万3千円の補正は，カウンセリングの相談者数や，1件あたりの相談時間が増加していることから報償費を増額するものであります。

節10需用費49万3千円の補正は，臨時休業期間中の学習課題プリントの印刷や，募集定員確保に向けた取組として，学校訪問及び市民への周知用の学校P Rの学校新聞等を増刷するためのトナーカートリッジ代などの消耗品費を増額するものであります。

節12委託料1,210万円の補正は，校内L A N整備に伴う費用を増額するものであります。

項6社会教育費，目7社会教育施設費，節10需用費12万2千円の補正は，時遊館COCCOはしむれ来館者用の消毒用エタノールや，非接触型体温計等の消耗品費を増額するものであります。

節12委託料300万円及び節14工事請負費1億4,998万円の補正は，教育旅行をはじめ，年間約3万人強の利用者が訪れる時遊館COCCOはしむれの老朽化した空調設備の改修工事費等を増額するものであります。

節17備品購入費46万2千円の補正は，時遊館COCCOはしむれの団体客等について，立ち止まることなく，スムーズに体温測定を行うためのAI温度スクリーニングカメラの購入費を増額するものであります。

19ページをご覧ください。

項7保健体育費，目2社会体育施設費，節12委託料220万円の補正は，山川勤労者体育センター改修工事設計業務委託料を増額するものであります。山川勤労者体育センターは，昭和59年に建築し，36年経過しておりますが，以前から雨漏りが発生していることから，屋根，壁，窓枠等の改修を行うための設計業務委託を行うものであります。また，改修工事に併せて照明のLED化も行う予定であります。

目3学校給食センター費，節1報酬1万5千円の補正は，指宿市学校給食センター運営委員会委員のうち，小中学校PTA代表を5名で予算計上しておりましたが，7名となったことから，不足分を増額するものであります。

節14工事請負費556万円の補正は，指宿学校給食センターの市道沿い，サッカー・多目的グラウンド側及びハローワーク側部分に，フェンスを設置する費用を増額するものであります。指宿学校給食センターの敷地は，木杭を立てたものにロープを張った簡易的な柵を設置しているのみで，その木杭も腐食しており，柵としての機能を果たしていない状況にあります。また，現在整備中のサッカー・多目的グラウンドが来年1月にオープンする予定であります。フェンスの無い学校給食センターには容易に出入りすることが可能であり，今後，大勢の利用者がサッカー・多目的グラウンドを訪れることになると，給食センター内に無断で立ち入りする人も出てくると思われることから，フェンスを設置するものであります。

節17備品購入費276万5千円の補正は，指宿学校給食センターの調理で，葉菜や根菜類を大量切裁する際に使用するフードスライサー1台を購入するものであります。現在，使用しているフードスライサー2台は両機とも，指宿学校給食センター設置当時の平成15年購入のものであり，老朽化が進み故障頻度が多くなり，毎日の調理業務に支障をきたしていることから，2台の内1台を買い換えるものであります。

なお，所管課毎の各事業に係る補正額及び事業概要等につきましては，20ページと21ページに教育委員会所管分をお示ししてございますので，ご参照いただきますようお願い申し上げます。

次に，6ページをご覧ください。

第2表で繰越明許費の設定をしております。款9教育費，項2小学校費，小学校タブレット端末等整備事業1億4,652万2千円及び項3中学校費，中学校タブレット端末等整備事業6,512万8千円は，GIGAスクール構想に基づき，全国的に一斉にタブレット端末等を整備することから，年度内の整備が困難となることが予想されるため，繰越明許費を設定しようとするものであります。

項6 社会教育費，時遊館COCCOはしむれ空調設備改修事業1億5,298万円は，時遊館COCCOはしむれ空調設備改修工事に係るものであります。時遊館COCCOはしむれを営業しながらの工事となるため，工期を令和2年11月から令和3年5月まで予定していることから繰越明許費を設定しようとするものであります。

その下の第3表をご覧ください。

債務負担行為の補正を計上しております。指宿市民会館整備事業について，新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う入札の延期等により工事期間が令和4年度まで延びることから，お示しのとおり，債務負担行為の期間「令和3年度」を「令和3年度から令和4年度まで」に変更するものであります。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### (吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

#### (福富委員)

資料20ページの教育委員会所管分の備考についてなのですが，小中学校とも校長用ノートパソコンの設定とあります。これは，GIGAスクール構想のタブレット端末を導入するために必要なものなのでしょうか。

それから，新生「山川小学校」と北指宿中学校に，A0大判プリンターを整備されるようなのですが，これの使用目的と，他の小中学校も共有して使えるのか教えてください。

#### (鮎川課長)

小中学校の校長用ノートパソコンについてですが，GIGAスクール構想に基づく1人1台，児童生徒及び指導者用の端末整備事業とは関係ないものとなっております。校長用のパソコンが古くなっておりまして，不具合が非常に多く出ているということで，今回の1人1台のタブレット導入にあたって，今まで児童生徒が使っていたパソコンの中で，比較的程度のいいものを設定し直して，校長用の校務パソコンに設定する委託料となっております。

それから，新生「山川小学校」と北指宿中学校のA0大判プリンター整備についてですが，もともと新生「山川小学校」の開校に向けて，整備をする予定でありました。北指宿中学校については，本来であれば9月にパソコンの更新を迎える予定でありましたが，GIGAスクール構想に基づく1人1台のタブレット導入に伴い，そのリースがなくなりました。その中で，最初から併せて購入しようとしていたものを予定どおり購入するということです。

GIGAスクール構想に基づいて，今後，1人1台のタブレット端末が導入されていくわけですが，この大型プリンターを使って出力をしたものを掲示し，それを映し出して授業で使用するといった使い方もできますし，他の学校でもすでに持っている所も多いですので，この2校にだけあるというわけではございません。もちろん，持っていない学校に貸し出すこともできます。

#### (福富委員)

もう1点、6ページの繰越明許費について。小中学校のタブレット端末の年度末導入が難しいということですが、何台は今年度中にとか、何か目途は立っているのでしょうか。もともと新生「山川小学校」に導入する分があったとしたら、それだけでも先にとかあるのでしょうか。

**(鮎川課長)**

今回、全ての児童生徒の整備をしていきますが、約3,000人の児童生徒がおりまして、小学校で2,000人を少し超えるくらい、中学校が1,000人弱となっております。それを今回、一斉に整備をしていくわけですけれども、現在、使用しているパソコンを更新して使っていくものも一部はありますが、ほとんどが新規に購入いたします。

今回の9月議会に提案をしまして、9月末に議決を経て、予算が成立をする予定となっておりますが、その後に入札を行い、業者が決まっていくわけです。業者が決まっても、一斉に整備をするということで、大きな契約になっていきますので、更に議会の議決を経なければ、その契約が締結できない。そういったことを考えますと、実際に発注をして、整備に向けて動き出すというのは12月になります。そうすると、年度内は残り3か月しかありませんので、なかなか台数を確保するのは難しいと思います。

部長の説明でもありましたように、GIGAスクール構想というのは、国が一斉に児童生徒に1人1台ということで進めようとしていることで、指宿だけではなく、他市や他県全てが目指していることです。ですので、時期やどの学校に何台というのは、なかなか今の時点ではお示しできない状況ではございますが、優先的に新生「山川小学校」をとすることは考えております。

**(吉元教育長)**

導入までの段取りがあるということですね。  
他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。  
日程第2、議案第36号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(吉元教育長)**

それでは、日程第2、議案第36号は、提案のとおり同意することといたします。

**(吉元教育長)**

次に日程第3，議案第37号，指宿市体育施設条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

#### (鶴窪部長)

日程第3，議案第37号，指宿市体育施設条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について，提案のご説明を申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

指宿市体育施設条例の一部改正に係る議案に関して市長に意見を申し出ることについて，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は，指宿市サッカー・多目的グラウンド（仮称）の名称，位置，使用時間及び使用料を定めるため，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

8ページの新旧対照表の改正後（案）をご覧ください。

名称は，「いぶすきフットボールパーク」，位置は「指宿市東方8790番地1」と定めるものであります。

9ページをご覧ください。

使用時間は，いぶすきフットボールパーク内の天然芝のメイングラウンドが午前8時30分から午後6時まで，人工芝のサブグラウンド，天然芝の多目的グラウンド，芝生広場及びクラブハウスが午前8時30分から午後10時までと定めるものであります。

11ページをご覧ください。

使用料は，メイングラウンドを専用する場合，使用者が入場料を徴収しない場合で，アマチュアスポーツに使用する場合，児童・生徒は600円，児童・生徒以外の者は1,200円，アマチュアスポーツ以外に使用する場合2,400円となります。

使用者が入場料を徴収する場合で，アマチュアスポーツに使用する場合，児童・生徒は1,200円，児童・生徒以外の者は2,400円，アマチュアスポーツ以外に使用する場合4,800円と定めるものであります。

サブグラウンドを専用する場合，項目は先ほどと同じ順番で，使用料をそれぞれ500円，1,000円，2,000円，1,000円，2,000円，4,000円と定めるものであります。

多目的グラウンドを専用する場合，項目は先ほどと同じ順番で，使用料をそれぞれ400円，800円，1,600円，800円，1,600円，3,200円と定めるものであります。

使用料の設定につきましては，県内においてサッカー場を整備している，南さつま市，志布志市，その他熊本県大津町のサッカー場の使用料を参考にして，まず，入場料を徴収しない場合で，児童・生徒以外の方が，サッカーなどアマチュアスポーツでグラウンドを使用する場合の使用料を，メイングラウンド1,200円，サブグラウンド1,000円，多目的グラウンド800円と定めたものであります。

そして，その使用料を基本として，児童・生徒は2分の1，アマチュアスポーツ以外に使用する場合は2倍，入場料を徴収する場合で，アマチュアスポーツに使用する場合，児童・生徒は同額，児童・生徒以外の方は2倍，アマチュアスポーツ以外に使用する場合は4倍と定めたもので

あります。市内の体育施設の使用料は、各施設で倍率の違いはありますが、ほとんどがこのような取り扱いにしております。

次に、芝生広場を専用する場合、使用者が入場料を徴収しない場合で、アマチュアスポーツに使用する場合400円、アマチュアスポーツ以外に使用する場合800円、使用者が入場料を徴収する場合で、アマチュアスポーツに使用する場合800円、アマチュアスポーツ以外に使用する場合1,600円と定めるものであります。

クラブハウスを専用する場合、小会議室1及び小会議室2は100円、大会議室は200円と定めるものであります。

備考3において、「メイングラウンド、サブグラウンド及び多目的グラウンドの半面を使用する場合の使用料は、この表に基づき算出した使用料に2分の1を乗じて得た額とする。」と定め、備考1、備考2及び次のページの備考4の規定は、ほかの体育施設と同じ内容となっております。

なお、附則において、この条例は、令和3年1月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### **(吉元教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

#### **(中村委員)**

資料9ページのいぶすきフットボールパーク、メイングラウンド（天然芝）の使用時間についてですが、ここだけが午後6時までと設定されておりますが、これは何か理由があるのですか。

#### **(紺屋課長)**

体育施設の使用時間につきましては、全ての体育施設に共通することなのですが、照明設備のある施設は午後10時まで、ない施設については午後6時までとしております。そのため、当初につきましては、照明設備のあるサブグラウンドと、クラブハウスについてのみ使用時間を午後10時までと考えておりましたが、多目的広場と芝生広場についても、午後6時以降も健康づくりのために、市民の方々の利用があると思われることから、この2つにつきましても、使用時間を午後10時までとしたところでございます。

#### **(七夕職務代理者)**

7ページの備考2に、「児童・生徒」とはと書いてありますが、それについて説明をお願いします。

#### **(紺屋課長)**

備考2における「児童・生徒」とは、「小学校児童若しくは幼稚園児若しくはこれらに準ずる児童若しくは幼児又は中学校生徒若しくはこれに準ずる生徒をいう。」と規定しております。

### (七夕職務代理者)

児童・生徒の使用料について、1時間あたり600円というのは、どのような基準で出したものなのか教えてください。

### (紺屋課長)

使用料の算定につきましては、いぶすきフットボールパークのメイングラウンド、サブグラウンド、多目的グラウンドとございますが、入場料を徴しないで、一般の方がサッカーで利用した場合の使用料を基本としたところがございます。

実際、サッカー場については参考事例がなく、最近、整備した南さつま市、志布志市、先進地であります熊本県大津町を参考にいたしました。南さつま市の人工芝のサッカー場で、入場料を徴しない場合で、一般の方がサッカーをする場合は1,030円、志布志市の人工芝のサッカー場につきましては1,050円、大津町につきましては1,000円でございます。このように入場料を徴しない場合で、一般の方がサッカーをする場合、これに合わせてメイングラウンドを1,200円、サブグラウンドを1,000円、多目的グラウンドを800円という風に定めたところがございます。

### (別府委員)

質問が2点ございまして、まず1点は、いぶすきフットボールパークという名称は、現在は仮称でよかったのでしょうか。

それから、この施設には大きな駐車場が伴うと思います。入場料を取るようなイベント等もあると思いますが、駐車料金というのはどうなるのか教えてください。

### (紺屋課長)

いぶすきフットボールパークという名称につきましては、今回の9月議会で、このように議案を出しますので、認められた際には正式に、いぶすきフットボールパークとなります。そのため、現在の説明をする段階におきましては仮称となります。また、今までサッカー・多目的グラウンドと呼んでおりましたが、それにつきましても、いぶすきフットボールパークを提案しておりますので、仮称として呼んでいるところでございます。

それと、駐車場の利用料につきましては、イベント等があっても駐車料金を取るということは、現在のところ考えておりません。

### (吉元教育長)

決定ではなく、これから変わることもあるということですか。

### (紺屋課長)

そういうことは考えていないところです。

### (吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3，議案第37号については、提案のとおり同意することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(吉元教育長)**

それでは、日程第3，議案第37号は、提案のとおり同意することといたします。

**(吉元教育長)**

次に日程第4，議案第38号，市営野球場本部棟等改修工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(鶴窪部長)**

日程第4，議案第38号，市営野球場本部棟等改修工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出について、ご説明を申し上げます。

資料の14ページをご覧ください。

市営野球場本部棟等改修工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関して市長に意見を申し出ることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

15ページをご覧ください。

市営野球場本部棟等改修工事建築工事に係る請負契約であります。当該請負契約につきましては、7月30日に1社による条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしました。契約の目的は、市営野球場本部棟等改修工事のうち建築工事で、契約の方法は条件付一般競争入札、契約金額は4億1,250万円であります。

契約の相手方は、指宿市山川岡児ヶ水201番地5，常盤建設・藏菌組特定建設工事共同企業体代表者 株式会社常盤建設代表取締役 尾辻義治であります。

工事の概要につきましては、市営野球場の本部棟，ダッグアウト，ブルペン，サイドスタンド，外構等に係る建築工事を実施するものであります。工期につきましては、令和3年9月30日の完成を予定しております。

本議案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が1億5,000万円以上である市営野球場本部棟等改修工事（建築）請負契約の締結について、議会の議決を要することから、教育委員会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(吉元教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4，議案第38号については、提案のとおり同意することによりよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(吉元教育長)**

それでは、日程第4，議案第38号は、提案のとおり同意することといたします。

**(吉元教育長)**

次に日程第5，議案第39号，指宿市学校給食センター調理配送等事業者選定委員会設置要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(鶴窪部長)**

日程第5，議案第39号，指宿市学校給食センター調理配送等事業者選定委員会設置要綱の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の16ページをご覧ください。

指宿市学校給食センター調理配送等事業者選定委員会設置要綱の一部を別紙のとおり改正したので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

17ページをご覧ください。

改正の理由は、指宿市学校給食センター調理配送等事業者選定委員会設置要綱は、本市学校給食の調理配送等業務委託の導入時に制定されたものであり、業務委託導入の内容となっていることから、今回の調理配送等業務委託の2回目更新において、指宿市学校給食センター調理配送等事業者選定委員会で「事業者の選定」を行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、附則において、この告示は令和2年8月26日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(吉元教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5，議案第39号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第5，議案第39号は、提案のとおり可決することといたします。

## 7 その他

(吉元教育長)

以上で、本日、予定されていた議案等については、すべて終了いたしました。

これよりその他に入ります。

指宿商業高等学校の夏季休業日変更の取消しについて、学校教育課長に説明を求めます。

(常深課長)

指宿市立指宿商業高等学校学則第6条に規定されている休業日の変更取消について、報告させていただきます。

7月定例教育委員会において、指宿市立指宿商業高等学校の夏季休業日を3日間短縮すると報告させていただきましたが、指宿市で発生しました新型コロナウイルス感染症の集団感染確認に伴い、生徒、保護者等の安心・安全・健康確保を理由に、休業日変更の取り消しについて、指宿商業高等学校から届書が提出され、承認されたところであります。

従いまして、夏季休業日は当初の予定どおり「7月21日から8月31日まで」とし、二学期は9月1日より始めます。

以上で、報告を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

ほかに何かございませんか。

(なしの声)

## 8 閉会

(吉元教育長)

以上で、令和2年第8回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。